

答申保第63号  
令和3年7月14日  
(諮問保第82号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について一部開示とした情報については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和2年2月14日付けで「私の亡父〇〇が、介護老人保健施設（鹿児島市〇〇所在の〇〇）に入所中（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）に受けた傷害被害の件で、平成〇年〇月〇日から〇年間の間、私が〇〇署において申告した被害内容及び供述した内容一切」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年5月18日付け鹿捜一第127号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年8月12日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分につき、不開示部分の開示を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書や反論書等において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 当該情報を開示することにより、どのような事務の目的が達成できなくなり、どのように当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすというのか判然とせず、抽象的すぎて不開示とした理由が不明である。

イ 本件事案に対応した警察官及び事情聴取した警察官の情報のうち、条例第13条第2号のただし書ウに該当する「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示されるべきである。

ウ 審査請求人は、〇〇の長女であって相続人であり、父の個人情報は審査請求人の個人情報であるといえることができる。

したがって、当該情報を開示することにより、開示請求者（父）以外の特定の個人

を識別することなど到底ありえず、また、その内容は個人情報のみであるはずもなく、開示請求者以外の個人の権利利益を害する余地はない。

エ 不開示部分について、審査請求人は当該部分を見ていないことから、条例第13条各号に該当する情報が記載されているか否か判断できない。

よって、審査請求人としては、鹿児島県公安委員会においては、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮り、そこで当該部分に記載されている情報か条例第13条各号に該当するか否か検討してもらい、その上で審査会の答申にしたがって、審査請求人に対して開示すべきとされる部分については、改めて実施機関に対し、開示を命じられるよう求める。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報

ア 「医療法人〇〇介護老人保健施設〇〇における傷害（虐待）容疑事案の捜査結果について」と題する文書（以下「本件対象保有個人情報①」という。）

イ 「届出等状況」等が記載された文書（以下「本件対象保有個人情報②」という。）

ウ 苦情・相談等事案処理票（受理番号1030002285）（以下「本件対象保有個人情報③」という。）

#### (2) 不開示決定の理由

ア 審査請求人が、審査請求人又は同人の父親に関する情報が記載されていると推測した部分について、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報、すなわち第三者に関する情報が記載されており、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第13条第2号に該当すると判断した。

イ 公務員等に関する情報の中で、職員録、人事異動の発表等で氏名を公表している場合等、審査請求人が慣行として知ることができる情報については、開示する余地があるが、本件対象となっている警察官は全て氏名等を公表していない警部補以下の職員であることから、条例第13条第2号ただし書ウに該当せず、開示の対象とはならない。

ウ 審査請求人が開示を求める部分については、捜査の経過や捜査方針等、特定事件における捜査の詳細と一般的な捜査手法のほか、事情聴取等によって第三者から任意の協力のもと得られた様々な名誉、プライバシーに関する情報等が記載されている。

これらを開示すれば、当該事務（捜査）の適正な遂行に支障を及ぼし、今後、同様

の捜査に対して協力が得られなくなる等、将来にわたって犯罪捜査の目的が達成できなくなるといった支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号に該当すると判断した。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年9月11日	諮問を受けた。
11月27日	諮問実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
令和3年1月29日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
3月24日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
4月8日	審査請求人から口頭意見陳述申出書を受理した。
4月28日	口頭意見陳述を行った。
5月27日	諮問の審議を行った。
6月29日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件対象保有個人情報について

対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、上記3(2)のとおり、本件対象保有個人情報が条例第13条第2号及び第7号に該当するとして不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分の不開示部分を開示することを求めていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

###### イ 条例第13条第2号(第三者に関する情報) 該当性について

###### (ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、

「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

以下、本件対象保有個人情報の条例第13条第2号の該当性について検討する。

(イ) 本件対象保有個人情報①の条例第13条第2号該当性について

a 1枚目に記載されている警部補以下の警察職員の印影及び氏名

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、条例第13条第2号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

b 1枚目に記載されている警部補以下の警察職員の職

当該情報については、警部補以下の階級の職員の異動状況が非公表であれば、当然、各所属の構成状況や事務分掌も公になっておらず、当該情報を開示することにより、特定の個人を識別することはできないため、実施機関の主張には合理性がない。

よって、当該情報は、条例13条第2号ただし書ウ（当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職）に該当すると認められることから、開示すべきである。

c 「被疑者」の部「生年月日」の項に記載されている情報

当該情報については、法人等の構成員に関する情報が記載されており、当該施設のホームページで公にされている情報である。

よって、当該情報は、条例第13条第2号ただし書ア（法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報）に該当することから、開示すべきである。

d 「事案の概要及び捜査の経過」の項「3 事案の概要」に記載されている情報

(a) 2枚目26行目8文字目ないし12文字目

当該情報については、開示請求者が当然知りうる情報であると考えられ、条例第13条第2号ただし書アに該当すると認められることから、開示すべきである。

(b) 2枚目29行目9文字目ないし17文字目

当該情報については、警部補以下の警察職員の氏名及び職が記載されているが、氏名については、上記(イ)aで判断したとおり、条例第13条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、当該情報のうち、警部補以下の警察職員の職については、上記(イ)bで判断したとおり、同条第2号ただし書ウに該当することから、開示すべきである。

e 「事案の概要及び捜査の経過」の項「4 捜査の経緯」の「(1) 届出人の家族構成」に記載されている情報

(a) 3枚目8行目3文字目ないし4文字目、9行目3文字目ないし4文字目及び11行目ないし14行目

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、条例第13条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(b) 3枚目6行目27文字目ないし36文字目、8行目9文字目ないし17文字目、9行目8文字目ないし14文字目及び10行目8文字目から15文字目

当該情報については、条例第13条第2号ただし書アに該当すると認められることから、開示すべきである。

f 「事案の概要及び捜査の経過」の項「4 捜査の経緯」の「(3)」ないし「(7)」及び「(10)」に記載されている情報

(a) 「(3)」及び「(7)」の見出し部分

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第13条第2号本文に該当しないことから、開示すべきである。

(b) 「(10)」の見出し部分

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、条例第13条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(c) 「(3)」及び「(10)」に記載している情報のうち、被聴取者及び聴取内容の部分及び「(4) 診断書の診断名について（平成22年1月5日以降分）」に記載している情報のうち、聴取内容の部分

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第13条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (d) 「事案の概要及び捜査の経過」の項「4 捜査の経緯」の「(5)」及び「(6)」に記載している情報のうち、「聴取したところ」以下に記載する聴取内容の部分

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第13条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関の主張する同条第7号該当性について判断するまでもなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- g 「事案の概要及び捜査の経過」の項「4 捜査の経緯」の「(9) 届出人に対する説明」のうち、6枚目20行目6文字目ないし10文字目及び30行目13文字目ないし15文字目

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第13条第2号本文に該当しないことから、開示すべきである。

- (ウ) 本件対象保有個人情報②の条例第13条第2号該当性について

- a 「年月日」欄、「時間」欄及び「備考」欄に記載されている情報

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第13条第2号本文に該当しないことから、開示すべきである。

- b 「届出等状況」欄に記載されている情報

- (a) 2枚目表中、13の項

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、条例第13条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (b) 3枚目表中、22の項

当該情報については、開示請求者が当然知りうる情報であると考えられ、条例第13条第2号ただし書アに該当すると認められることから、開示すべきである。

- (エ) 本件対象保有個人情報③の条例第13条第2号該当性について

a 1枚目「受理状況」の部「受理者」の項及び「措置状況」の部「措置者」の項  
当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情  
報であり、条例第13条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しな  
いことから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

b 4枚目1行目，3行目1文字目ないし14文字目及び3行目22文字目ないし24文  
字目

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるも  
の若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別  
することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利  
利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第13条第2号本文に該当し  
ないことから、開示すべきである。

ウ 条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第7号

条例第13条第7号本文では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方  
公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，開示す  
ることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は  
事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

以下，本件対象保有個人情報の条例第13条第7号の該当性について検討する。

(イ) 本件対象保有個人情報①の条例第13条第7号該当性について

a 1枚目9行目ないし10行目

当該情報については、本件事案に係る処理に当たつての実施機関の捜査方針等  
が記載されており、開示することにより、将来の同種の事務の適正な遂行に支障  
を及ぼすおそれがあると認められ、条例第13条第7号に該当することから、不開  
示とした実施機関の判断は妥当である。

b 「事案の概要及び捜査の経過」の項「3 事案の概要」に記載されている情報  
のうち，2枚目33行目2文字目ないし3枚目3行目19文字目

当該情報については、客観的な情報の記載ではあるが、犯罪捜査等に係る着眼  
点に基づき、関係者から聴取した情報等が記載されており、開示することにより、  
将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第  
13条第7号に該当することから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

c 「事案の概要及び捜査の経過」の項「4 捜査の経緯」の「(7)」に記載されて  
いる情報（見出しの部分を除く。）

当該情報について、上記ウ(イ)bと同内容の情報であることから、条例第13条第  
7号に該当すると考えられる。

したがって、実施機関は条例第13条第2号に該当すると判断しているが、当該情報が開示されなかったという点において、不開示とした実施機関の判断は、その結論において妥当である。

- d 「事案の概要及び捜査の経過」の項「4 捜査の経緯」の「(8) 内部告発者の存在」に記載されている情報

当該情報については、本件事案に係る処理に当たっての警察職員の所見等が記載されており、開示することにより、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第13条第7号に該当することから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- e 「事案の概要及び捜査の経過」の項7枚目7行目26文字目ないし8行目、9行目2文字目ないし11行目、13行目1文字目ないし21文字目、13行目23文字目ないし28文字目、14行目2文字目ないし17行目、18行目2文字目ないし19行目、23行目16文字目ないし26行目8文字目及び28行目2文字目ないし33行目

当該情報については、犯罪捜査等に係る着眼点に基づき、関係者から聴取した情報等、事件性の有無を判断した根拠及び本件事案に係る処理に当たっての実施機関の捜査方針等が記載されており、開示することにより、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第13条第7号に該当することから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (ウ) 本件対象保有個人情報②の条例第13条第7号該当性について

2枚目表中、10の項「届出等状況」欄に記載されている情報について、開示することにより、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、実施機関は条例第13条第2号に該当すると判断しているが、条例第13条第7号に該当すると考えられることから、不開示とした実施機関の判断は、その結論において妥当である。

- (エ) 本件対象保有個人情報③の条例第13条第7号該当性について

4枚目2行目及び3行目15文字目ないし21文字目について、開示することにより、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、実施機関は条例第13条第2号に該当すると判断しているが、条例第13条第7号に該当すると考えられることから、不開示とした実施機関の判断は、その結論において妥当である。

- エ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）及び同条第7号（事務又は事業に関する情報）該当性について

上記で述べた本件対象保有個人情報の他、実施機関が同条第2号及び同条第7号に該当するとして不開示とした情報について、以下、検討する。



- (ア) 本件対象保有個人情報①の条例第13条第2号及び同条第7号該当性について  
「事案の概要及び捜査の経過」の項「3 事案の概要」に記載されている情報のうち、2枚目21行目1文字目ないし23行目3文字目

当該情報については、開示請求者が当然知りうる情報であると考えられ、かつ、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、同条第2号ただし書アに該当し、かつ、同条第7号には該当しないことから、開示すべきである。

- (イ) 「事案の概要及び捜査の経過」の項「4 捜査の経緯」の「(5)」及び「(6)」に記載している情報のうち、見出し及び被聴取者の部分

当該情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、かつ、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、条例第13条第2号本文に該当せず、かつ、同条第7号にも該当しないことから、開示すべきである。

オ その他の意見について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

1 「医療法人〇〇介護老人保健施設〇〇における傷害（虐待）容疑事案の捜査結果について」と題する文書（本件対象保有個人情報①）

対象保有個人情報（実施機関が不開示とした情報）		審査会の判断
1 枚目	・ 6 行目	一部開示 6 行目 1 文字目ないし 4 文字目
	・ 「生年月日」欄	開示
2 枚目	・ 21行目ないし23行目 3 文字目 ・ 26行目 8 文字目ないし12文字目	開示
	・ 29行目 9 文字目ないし17文字目	一部開示 ① 29行目11文字目ないし13文字目 ② 29行目16文字目ないし17文字目
3 枚目	・ 6 行目27文字目ないし36文字目 ・ 8 行目 9 文字目ないし17文字目 ・ 9 行目 8 文字目ないし14文字目 ・ 10行目 8 文字目ないし15文字目 ・ 28行目 2 文字目ないし21文字目	開示
4 枚目	・ 22行目 2 文字目ないし 6 文字目 ・ 22行目14文字目ないし23行目 4 文字目 ・ 24行目 2 文字目ないし10文字目 ・ 25行目 1 文字目ないし12文字目	開示
5 枚目	・ 2 行目 7 文字目ないし13文字目 ・ 3 行目 1 文字目ないし10文字目 ・ 12行目 1 文字目ないし13文字目 ・ 27行目 2 文字目ないし21文字目 ・ 28行目 1 文字目ないし 9 文字目 ・ 34行目 2 文字目ないし 7 文字目	開示
6 枚目	・ 6 枚目20行目 6 文字目ないし10文字目 ・ 6 枚目30行目13文字目ないし15文字目	開示

2 「届出等状況」等が記載された文書（本件対象保有個人情報②）

対象保有個人情報（実施機関が不開示とした情報）		審査会の判断
2 枚目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10の項</li> <li>・ 13の項</li> </ul>	一部開示 ① 「年月日」欄 ② 「時間」欄 ③ 「備考」欄
3 枚目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22の項</li> </ul>	一部開示 ① 「年月日」欄 ② 「時間」欄 ③ 「届出等状況」欄 ④ 「備考」欄

3 苦情・相談等事案処理票（受理番号1030002285）（本件対象保有個人情報③）

対象保有個人情報（実施機関が不開示とした情報）		審査会の判断
4 枚目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全て</li> </ul>	一部開示 ① 1行目 ② 3行目1文字目ないし14文字目 ③ 3行目22文字目ないし24文字目